

会員の会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター定款第7条に基づき、正会員及び賛助会員が支払う会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は年会費とし、その額は次に掲げるところによる。

(1) 正会員の会費 6,000円

(2) 賛助会員の会費 6,000円

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、6月未満は3,000円とし、6月以上は6,000円とする。

3 会員の会費については、管理部門（法人会計）及び会員のために行う事業の経費に使用するものとする。

(会費の納入)

第3条 検査センターに入会した正会員は、会員の資格の入会承認通知書を受け取った日から30日以内に、その事業年度の会費を検査センター所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として7月末日までに検査センター所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失による正会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 検査センターは、正会員又は賛助会員が当該年度の会費を納入したのについて、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの設立の登記の日から施行する。